令和元年度第2回定期監査の結果を公表いたします。

- ○監査の実施日 令和元年11月6日・7日
- ○監査実施場所 市役所総務常任委員会室

○監査の対象

本監查 財政課、会計課、議会事務局、農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局、監查委員事務局、福祉課、市民課 書類監查 夷隅地域市民局、岬地域市民局、建設課、環境水道課 学校教育課

○監査の方法

令和元年9月末日現在で作成した監査資料により、財務事務の執行が適正であり、且つ効率的に行われているか、また、事務事業が予算や法令等に基づいて適正に行われているかについて、関係職員より説明を聴取し、必要に応じて関係諸帳簿等の提示を求め、慎重に監査を実施した。

○監査の結果

計画された事務事業は、ほぼ順調に執行されており、財務に関する事務の執行も概ね適正に処理されているものと認められた。

○所見

今回の定期監査の結果、事業全般については、概ね順調に執行されていた。

予算の執行状況において、予算執行率は9月末現在にあっては概ね順調と思われるが、歳入における収入未済の解消については、年度末に向けてなお一層の努力を望むものである。また、当初予算に計上された事業で9月末現在において負担行為、また契約が締結されていない事業については、着手時期等は適正であるのか等を確認されたい。

契約事務については、財務規則、建設工事等契約事務取扱要綱等などの規定に基づき執行されている。今回の監査対象となった全 238 件の契約の内、随意契約によるものは 123 件、およそ 5 割を占めていた。

随意契約は、地方自治法施行令の要件を具備すれば、契約業者を地方自治体が任意で選定することができるものである。しかしながら癒着や不正の温床となること

が危惧され、また競争の原理が働かないことから、極力入札または複数社による見積執行により、最低価格を提示した業者と随意契約を行う努力をしているところでもあるが、今後も入札に適しない随意契約、また企画提案型、プロポーザル方式による随意契約も発生すると思われる。

ついては、極力競争の原理に基づいた業者選定の執行を望むものであるが、地方 自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用する随意契約にあっては、価格等以 外の優位性を判断事項とする事情があるか、価格等以外の優位性を判断する事項が 合理的であるか、また価格等以外の優位性の考慮が合理的であるか、相手方選定に あたって不正を疑わせる事情がないかに留意して契約事務にあたっていただきたい。

次に、補助金交付事務については、過去も定期監査において所見により意見を述べてきたことであるが、補助事業完了後の事業の効果や必要性、補助金額の妥当性等の検証を行い、補助事業や補助金額の見直し、また補助金の交付を受けることができるのは、補助事業に該当する個人、または団体に限られることから、特に補助対象経費や補助率、補助金額を補助金交付要綱により明確にする等、透明性の確保を心掛けていただきたい。

次に、経費節減又は組織及び運営の合理化への取り組みについては、積極的に事業費の削減を行っている他、継続的に庁舎等の維持管理経費の削減や組織の運営の合理化に向けて取り組んでいる。引き続き経費削減への努力と創意工夫による、新たな組織の運営の合理化に向けた取り組みに期待するものである。

以上、今後とも事務事業の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し適正な執行に努められたい。